

管工業健康保険組合からのお知らせ

令和2年4月1日から被扶養者認定要件が見直され、国内居住要件等が追加されます。

健康保険法の改正により、令和2年4月1日から、被扶養者認定要件に「日本国内に住所を有するもの」（国内居住要件）であることが追加されました。（原則、住民票登録の有無で判断）また、この取り扱いには、一定の例外が厚生労働省令により規定されました。

1. 国内居住要件の例外となる方（日本国内に生活の基礎があると認められる方）

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する方
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方であって、
②と同等と認められる方
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方

2. 日本国内に住所を有していても、国内居住要件を満たしているとは認められない方

日本国籍を有しない方で、在留資格（ビザ）が次の特定活動である方

- ① 病院等に入院し又は入院の前後に医療を受ける活動
- ② ①の医療を受ける活動を行う方の日常の生活を世話する活動
- ③ 1年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動

3. 経過措置

この改正により被扶養者でなくなる方であって、施行日（令和2年4月1日）時点で保険医療機関に入院している方の被扶養者の資格について、その入院期間中は継続させることができます。

4. 現に被扶養者となっている方

今回の改正において被扶養者認定要件に該当しなくなる方は、事業主からの届出により施行日（令和2年4月1日）をもって被扶養者資格の削除となります。また、国内居住要件の例外となる方及び経過措置に該当する方も事業主からの届出が必要となります。

なお、この届出は、特例として施行日前においても行うことができるとされています。届出についての詳細は、後日お知らせいたします。